

○農林水産省告示第三百七十八号
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第六に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号(イスラエル国産シャムナ種及びパレンシア種のスウィートオレング、グレープフルーツ並びにスウ

イリテイの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(イ)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(ロ)を削る。

四中「こん包」を「各こん包又は束ねたこん包」に改める。

七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、七を入とし、六を七とし、五の次に次のように加える。

六 植物防疫官による確認

三の(イ)の検査及び五の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百七十八号
(イスラエル国産シャムテ種及びパレンシア種のスウイトオレンジ、グレイプフルーツ並びにスウイータイの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五八二 四別表二 別表一